

ノー・ニュークス通信 2017年8月1日配信

原発メーカー訴訟原告および支援者のみなさま

原発メーカー訴訟控訴審第1回期日は9月19日（火）10時半から、東京高裁（地裁と同じ合同庁舎内）101号法廷で開かれます。2016年7月13日に東京地裁で私たち原告団の請求を棄却してから1年2ヶ月経ちました。いよいよ高裁で原子炉の欠陥を追求する時です。社会的な関心の高さを示すことが重要な裁判ですので、ぜひ友人、知人を誘って傍聴してください。傍聴申込みのハガキを同封していますので、8月31日までに返信してください。

なお、控訴審第2回目は12月8日（金）10時半 101号法廷 予定です。

なお、8月26日（土）には、映画『太陽の蓋』上映と河合弘之弁護士共同代表 と菅直人元首相によるトークの夕べを開きます。チラシを同封いたしますので、ぜひご出席ください。

< 原発メーカー訴訟の現在の状況 （弁護士事務局 寺田伸子） >

2017年6月23日（金）、控訴審での進行協議期日が開かれました。

同期日では、裁判官より当弁護士に対し、控訴人の主張の確認として、控訴理由書第5の主張と、債権者代位権の主張における無資力要件不要論について、これらが（原審で争点とならなかった）新たな主張であるか否かといったことが確認されました。また、裁判官より今後の主張立証の予定を尋ねられ、島弁護士より、無資力要件不要論については（意見書を提出した山田希先生以外の）民法学者の立証を検討していること、原賠法の立法事実論については、東芝の問題等日々新たな状況が現出しているため、継続して主張立証していくことなどを回答しました。また、島弁護士より、第一回口頭弁論期日では、意見陳

述と、パワーポイントを使用した口頭弁論を行いたいと希望を述べました。

GE 代理人からは、当弁護団に対し、憲法 29 条 2 項について質問がありましたが、裁判所より、答弁書で反論するよう指示がありました。また選定当事者は現在出ている書面以上の主張立証は考えていないとのことでした。

裁判官は、「控訴人らの書面はしっかり読んでいる」「第一回期日ではやるべきことは一通りきちんとやる」と発言し、前もって書面を双方提出した上で、第一回期日には控訴人 40 分、被控訴人合わせて 15 分、選定当事者 10 分の時間をとることが決定されました。また、書面と人証（証人尋問）申請は 8 月末を提出期限として提出することとなりました。

いよいよ、控訴審第一回期日が開かれます。一審判決は、司法の役割を放棄するかのよう
に薄っぺらなものであり、手続きも極めて不十分なものでした。そのことを含め、控訴審
期日では、改めて裁判官の論理と良心に肉薄し、一審の判断を覆さざるをえない主張立証
を展開しましょう。ご参加をお願いいたします。

No Nukes!!

＼ | ----- | ／

<メーカー訴訟原告のみなさま （原発メーカー弁護団副代表 笠原一浩） >

控訴審に移行したのを機に、弁護団副代表に就任した笠原です。福井弁護士会所属で、大飯原発差止訴訟・福井弁護団の事務局長をしております。

ここで、副代表ということは、共同代表のお二人が訴訟の期日に差し支えの場合、例えば河合代表が既にご多用で、かつ島代表も体調を崩したような場合は、私が弁護団の代表として福井から東京高裁に出廷することになります。果たしてそのような役割を果たすことが物理的に可能なのか、弁護団でも議論となりました。

とはいえ、私個人の能力適性にかかわらず、この福井の地から代表に準じる者として声を

上げることの重要性も、このメーカー訴訟にとって大きいものといえます。2年前、河合弁護士が共同代表に就任されたとき、「我々はグローバルな敵を相手にしている」という名言を皆さんに贈ったのは、ご記憶の方も多いと思います。一方、「グローバル」な敵を相手にするには、一か所だけでたたかうのではなく、多種多様な「ローカル」から挑むこともまた不可欠です。例えば、黒海に臨む美しいリゾート地・トルコのシノップ、黒海対岸にあるチェルノブイリの被害も少なからず受けたトルコのシノップで、建設されようとしている原発に抵抗する人々。あるいは、積尊を生み出した偉大な国でありながら核実験に「ブッダの微笑み」という戦慄すべきネーミングを付けたインドの地で、様々な抑圧を受けながら原発に抵抗する人々。

そして、シノップに勝るとも劣らない美しい海を抱えながら、世界で最も原発が密集するこの福井の地。ここでは相当数の人々が原発に関連する仕事に従事するという状況にあります。それ故にこそ、原発の危険性を訴える人も他の地域に比べて多く、原発のような非現実的な方法によらない地域振興を求める人も増えてきています。福井県は、3. 1 1以前には衆参両院選挙の比例代表における自民党の得票率が全国一位でしたが、3. 1 1の被害を身近な問題として捉えた福井県民は、少しずつですがその順位を下げようになっています。この福井の地から、このメーカー訴訟原告の皆さんをはじめ、無数の「ローカルな」運動を全体として「グローバルに」取り組んでいる世界中の無数の人々と共に、またこうした世界中の人々の助けを受けながら、原発に抗する動き、とりわけその中核たる原発メーカーに抗する動きを展開していきたいと思えます。

私の叔父は、かつて東芝系列の小さな電気店を営んでおりました。東芝という会社は、技術的には世界屈指の水準にあります。東芝の「平和的な」数々の製品は、3. 1 1までは多くの人々に愛されてきました。一方、この会社が、企業経営に必要な理念や哲学を欠いていることもまた、皆さんご存知のところとなりました。この、「技術」はあっても「哲学」がないという問題は、ひとり東芝だけの問題ではなく、日本社会全体が抱える問題といえます。とりわけ、誤れる立法・原賠法を制定した、この国を実質的に支配している層においてこの問題は顕著です。

しかし、3. 1 1以前には日本で最も保守的な地域であった福井の地でも、少しずつ転換が起こりつつあります。周知のとおり、隣国・韓国の民衆が引き出した歴史的決断によって、韓国の原発事故で流出した放射性物質が偏西風に乗って日本に被害を与えることはなくなります。一方、風は常に西から吹くとは限りません。日本の原発が、韓国など近隣諸

国の人々、そしてもちろん自国の人々を苦しめることは許されません。日本の転換にとって大きな意義を持つこの裁判に向け、歴史的樋口判決に向けて注いできたのと同じくらい、力を注いでいきたいと思います。皆様のご指導、ご助言をぜひお願いします。

＼ | ----- | ／

<控訴委任状について (弁護団) >

東京高裁は「弁護士の代理権を明確にするために」(一審判決を原告が不服としている意思を明確にするために)通常、控訴委任状の提出を求めています。

今回、世界中からの原告に控訴委任状をいただくのは実質的には不可能であるため、何とか原告委任状で押し通すことはできないかと考え、一審原告全員で控訴する姿勢を示しつつ、念のために控訴委任状も集めてきました。

その思いが通じたのか、裁判所は、今回の控訴審では、今回に限り一審の原告をそのまま控訴人とすることを決定しました。したがって控訴審での原告は、諸事情で控訴断念等をされた方を除き、一審の原告と同じとなります。例外中の例外で、このような例は聞いたことがありませんが、本訴訟自体がかつてないものであり、裁判所もそれに応えたということかもしれません。

原告の皆さま、共に手を携え、被告である **GE**、**東芝**、**日立**の責任を追及しましょう！

＼ | ----- | ／

<ノー・ニュークス権を広めましょう！ >

原告団のメンバーが色々な集会などに参加して、ノーニュークス権のノボリを立てて、ノー・ニュークス権を広めるチラシを配っています。お見かけになったら、どうぞ声をかけてください。また、チラシ配布のお手伝いをしてください。

8月26日(土)午後6時から、東京ウィメンズプラザで、映画『太陽の蓋』の上映と菅直人元首相・河合弘之弁護士共同代表のトークを予定しています。友人知人をお誘いになってぜひご参加ください。

\ | ----- | /

9月19日の控訴審第1回期日後の報告集会の様子はホームページでご覧いただけます。

ホームページ : <http://nonukesrights.holy.jp/>

フェイスブック(日本語版) : <https://www.facebook.com/nonukesrights>

フェイスブック(英語版) : <https://www.facebook.com/nonukesrights2/>

以上

原発メーカー訴訟原告団世話人会

=====

弁護士・原告団では皆さまからのお便りをお待ちしています。力を合わせて勝訴をかちとりましょう。

原発メーカー訴訟原告団世話会のメールアドレス :

genkokudan@nonukesrights.holy.jp

原発メーカー訴訟原告団世話会及び弁護士事務局の住所 :

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アーライツ法律事務所気付 原発メーカー訴訟原告団世話人会 または 原発メーカー訴訟弁護団事務局